

山 監 第 N 3 1 0 4 - 2 4 号

平成 2 7 年 (2015 年) 3 月 3 0 日

定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により、下記のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 白 川 英 夫

山陽小野田市監査委員 小 野 泰

記

1 措置の内容

別紙のとおり

平成26年度定期監査の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置

(市民生活部関係)

1 石丸総合館

[問題点 行政財産管理について]

使用許可申請に伴う事務処理に一部不適切なものがある。申請書の様式の変更を含め、必要な条例・規則等の改正を行い、適正な事務処理をされたい。

[改善措置]

御指摘のありました、使用料を施行規則第4条第3号により全額免除したものに付きましては、本来であれば、石丸総合館条例第10条第1項中の「総合館の設置目的に沿って使用する場合は無料とする」に該当するもので、申請書様式にその旨を示す箇所がなかったこともあり、事務処理を誤っていました。

改善措置として、「条例第10条第1項」により無料とするもの及び、「施行規則第4条」により使用料を減免扱いするものを区別するための記入欄を、石丸総合館使用（変更）許可申請書様式に追加し、使用料無料や減免に該当するものはその選択項目に記載するとともに、「施行規則第4条第3号」による使用料減免案件が発生した場合は、市長決裁をとることといたします。

また、申請書の決裁区分につきましては、館の使用申請を受けたその場で許可を出すのが実務上適当であると判断し、館長に許可権限をおろすよう、事務専決規程を人事課において改正する予定です。なお、改正手続きがされるまでは事務専決規程のとおり、部長決裁といたします。

2 環境衛生センター

[問題点 収入事務について]

廃棄物処理手数料の減免に係る事務処理に一部不適切なものがある。関係法令等に基づき適正な事務処理をされたい。

[改善措置]

不適切であった事務手続については、山陽小野田市事務専決規程等に基づき、決裁区分の是正処理をいたしました。

今後は減免措置の事務手続については、関係法令等を遵守し、適切な事務処理に努めます。